

## 診療報酬の請求及び支払方法

### 1 公費負担対象経費

公費負担の対象経費は、検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料、又は検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料に係る自己負担相当額とする。

### 2 受診者本人への現物給付

1の経費は、医療機関窓口において、検査を受検した受診者本人に請求しない（現物給付する。）こととする。

### 3 診療報酬の請求及び精算

- (1) 1の公費負担対象経費（法別番号「28」※）は、医療機関が行う通常の診療報酬請求において、初診（再診）料、検体採取料その他算定可能な加算等の請求と合わせて社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会（以下「審査支払機関」という。）に請求することとする。

※詳細は、「新型コロナウイルス感染症に係る費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について（令和2年5月13日保医発0513第2号）」を参照。

- (2) 県は、審査支払機関における審査を経て請求を受けたときは、請求のあった公費負担相当額を審査支払機関に支払うこととする。

なお、請求内容に疑義がある場合は、審査支払機関を通じて再審査を請求する場合がある。

- (3) 公費負担相当額は、審査支払機関から、通常の診療報酬の支払いと合わせて各医療機関宛て支払うこととする。